

沿岸資源管理・サンゴ礁保全関連業務

水産業改良普及センター 鹿熊 信一郎

1. 目的

沖縄の沿岸資源は急激な減少傾向にある。このため、漁業者や試験研究機関と協力し、早急に資源管理体制を構築する必要がある。資源管理のツール(手段)には、禁漁期、禁漁サイズ、漁具・漁法制限、免許、漁獲量制限などもあるが、熱帯亜熱帯では海洋保護区(MPA)が最も効果的とされている。このため、海洋保護区による資源管理活動を主体的に支援する。

また、漁獲量減少の原因は、過剰な漁獲が主因であろうが、サンゴ礁漁場の環境悪化も強く影響していると考えられる。このため、水産業サイドからもサンゴ礁の保全を進めていく。

2. 方法

- 1) 水海研の一括交付金事業「沖縄沿岸域の総合的な利活用推進事業」に協力し、主に沖縄市漁協の資源管理を支援した。
- 2) 資源管理・環境保全の両方に関係する「里海」の概念を、シンポジウム等で普及した。
- 3) 全漁連の環境・生態系保全活動サポート推進事業の委員として、漁業者が行うサンゴ礁保全活動を支援した。
- 4) 県自然保護課が事務局となるオニヒトデ総合対策事業の委員会等に参加した。
- 5) 県自然保護課が事務局となるサンゴ礁再生事業の委員会等に参加した。
- 6) 県環境政策課が事務局となる総合沿岸域管理事業の委員会等に参加した。
- 7) 次年度の共同漁業権一斉切替に備え、奄美大島と五島列島の状況を調査した。

3. 結果

- 1) 8月と1月に、沖縄市漁協で事業の説明と課題の検討を行った。潜水器漁業の新規参入に課題があることがわかった(共同漁業権の漁場面積を考慮すると新規参入が容易すぎる等)。
- 2) 10月に、シンポジウム「日本の里海・沖縄の里海」を水産会館で開催した。また、京都での第52回地域漁業学会「里海特別セッション」でコーディネーターを勤めた。
- 3) 5月と3月に、全漁連で開催された環境・生態系保全活動サポート推進事業委員会に参加した。また、本事業の一環として、7月に伊江島で漁協が主体となる普及啓発活動が実施され、小学生によるサンゴ移植などを指導した。
- 4) 10、1、3月にオニヒトデ総合対策事業の委員会に参加した。また、8月にオーストラリアにおけるオニヒトデ対策状況を調査した。
- 5) 10、1、3月にサンゴ礁再生事業の委員会に参加した。また、7月に糸満市が実施したサンゴ移植事業の委員会に参加するとともに、8月に宮古で開かれた講演会でサンゴ礁保全に関して講演した。さらに、12月に沖縄市漁協柳田氏のサンゴ養殖場を調査した。
- 6) 10、3月に総合沿岸域管理事業の委員会等に参加するとともに、2月に本事業の一環として実施されたシンポジウムでサンゴ礁保全と水産資源管理に関して講演した。
- 7) 3月に奄美と五島の漁業権を調査した。

<奄美大島>

3月22日、鹿児島県大島支庁にて、奄美漁協参事・原永氏、名瀬漁協参事・池山氏、瀬戸内漁協参事・與名城氏、大島支庁水産業普及指導員・奥原氏から聞取した。

(1) 漁協ごとに異なる潜り漁の管理方法

潜水器漁業と素潜り漁の管理は、瀬戸内と他の2漁協で異なっていた。奄美と名瀬漁協では、内規で潜水器部会員の数を25人に制限し、部会で決めたルールを理事会にあげているとのことだった。潜水器部会員になるための条件は、正組合員であることと、潜水士の免許を取得していることである。

瀬戸内漁協では、潜水器漁業者の数が多くないため、人数の制限はしていない。その替わり、素潜り漁の人数を内規で30人に制限しているとのことだった。定着性資源の漁獲には潜水器を使用できないため、素潜り漁の希望者は多く、順番待ち状態になっている。正組合員が優先される。新規就業者は、まず准組合員となり一本釣りや追い込み漁に従事して経験を積み、その後、正組合員となって素潜り漁の希望を出すようだ。人数制限の内規は明文化しているわけではない。

瀬戸内漁協では、第一種共同漁業権行使規則で定着性資源の漁獲は潜水器禁止としていることに特徴がある。対象漁業のサザエ、ヤコウガイ、マガキガイ、シャコガイ、ウニ、タコ、イセエビのうち、タコだけは潜水器の使用が認められている。歴史的経緯は不明だが、参事は「タコはより移動性が高いからではないか?」と言っていた。

(2) 員外者への対応

員外者への対応として、シラヒゲウニに関して興味深い事例があった。奄美漁協笠利地区では、7月～9月の漁期（行使規則では周年なので内規で規定）に、地区住民に5千円でウニ漁用の帽子を買ってもら

い、ウニを捕らせている。組合員も千円で同じ帽子を買う。町外の住民は2万円である。

名瀬漁協では、准組合員になってもらい、年間1万円でやはり帽子を買ってもらう。准組合員になるには2万円の出資金（20口）が別に必要となる。以前は、この金額が25万円だった。

(3) 様々な制度の組み合わせ

鹿児島では、沖縄と同様、共同漁業権行使規則以外に様々な制度を使って資源管理に取り組んでいる。トップダウンからボトムアップの並びでは、調整規則、許可、委員会指示、行使規則、漁協内規となる。そして、この仕組みは、奄美の漁協間および奄美と鹿児島本土間で異なっている。

例えば、鹿児島本土では、潜水器漁業は主に許可制度で管理している。原則として、共同漁業権の対象となる資源は潜水器を使って獲ることはできない。ウニ、ナマコ、トサカノリ等は、漁協によって専門化している状況もあり、そこには許可を出している。他の漁協の共同漁業権漁場で漁獲する際は、入漁契約を結んでいる。また、ウニの漁期は、3年間の委員会指示で7月～11月に制限している。

(4) 行使規則のその他の特徴

3漁協ともに、第一種共同漁業権の資格は「個人である組合員であること」となっており、正と准を区別していない（内規で差別する）。

イセエビの漁期は8/21～4/30となっているが、これは鹿児島県漁業調整規則と同じである。甲長制限は、調整規則で13cm以上となっているが、瀬戸内漁協では15cm以上に上乘せしている。

3漁協ともに、過怠金（ルール違反に対する罰金）の条項はあるが、適用した事例はない。

＜五島列島＞

3月26日、長崎県五島市で、五島ふくえ漁協参事山田氏・信用課長竹口氏、五島漁協購買共済部長田中氏、五島市水産課長林氏・吉田氏、五島水産業普及指導センター岡山氏・吉田氏・光永氏から聞取した。

(1) 磯根漁業の管理

行使規則で潜水器はフーカーまたはヘルメットだけが認められ、SCUBAは禁止されている。同様に、地区・対象種（イセエビ・アワビ等）によっては電灯の使用も禁じられている。

磯根漁業に関しては、漁業権漁場を3つに区分し、輪採制をとっている地区が多い。

海藻は、漁業権行使規則と委員会指示で期間を制限している。また、ナマコについては、委員会指示で100g以上という制限がある。

潜水器漁業の許可枠は38に制限されているが、これは県がトップダウンで決めたのではなく、漁協が漁場の収容力を考慮し、この数字を提示したとのことである。

数種の対象漁業は、正組合員だけに資格があるが、この規則は漁協ごと、あるいは地区ごとに異なる。例えば、ある地区ではアワビ、サザエ、パイ、タコ、イセエビ漁業は正組合員だけに資格があるが、別の地区では、これがタコ、イセエビ、パイだけになり、他の地区では全て准組合員にも資格がある。

五島ふくえ漁協では、磯根漁業の漁業者の数は減ってきており、特に人数制限をしていない。参入をめぐるトラブルもない。新規就業者は、最初から正組合員で加入してもらい、1年後に実績をチェックする。

行使規則と漁協内規は、基本的に機能していると考えられている。海藻やウニ等、地区ごとに異なる口開け日が定められており、これが内規であっても文書にしている。行使規則にないルールに文句を言う人もい

るが、管理委員会が定めた規則として納得してもらっている。

同一の共同漁業権漁場でも、地区間のトラブルを避けるため、区切って行使させることもある。

(2) 員外者への対応

五島では監視活動が活発である。離島再生交付金で監視に要する日当を確保している。員外者に対しては厳しく対応している。あまり厳しくすると、逆に県から指導が入る。各地区に共同漁業権の内容を示す看板を設置し、悪質な人は漁協に連れていき誓約書を書かせている。員外者には、地元の人と観光客がある。なかには常習犯で、漁獲物を販売する例も見られる。口開け前に獲ってしまう地元の人もある。

(3) 様々な制度の組み合わせ

五島漁協では、海藻採取の資格は正組合員に限っている地区もある。最大枠は決めていない。海藻別に色が異なる2～3千円のゼッケンを発行する。これは口開け日が海藻別に異なるためである。員外者にはゼッケンは売らない。組合員になるには、20万円の出資金を払う必要がある。

行使規則の介類サイズ制限は、基本的に県の漁業調整規則と同じであるが、上乘せしている地区も多い（イセエビ等）。

キビナゴ漁業は、県の許可に枠がある。現状以上に増えることはない。過去に200～300あった許可は、現在90になっている。

五島では、同一漁協でも多くの地区で地区別に規則を作る場合と、入り会いになる場合があり複雑である。また、様々な漁業ごとに詳細な操業期間が定められおり、漁具数・規格や統数を制限しているものがある。そして、この規則は漁協間・地区間で異なる。